

平成 25 年 5 月 16 日
広島県報定期第 38 号

漁業法第 11 条の規定に基づく 免許の内容たるべき事項など

(区 画 漁 業 権)

平成 25 年広島県告示第 432 号の別冊 6 冊のうち 6

三原市, 尾道市, 福山市 海面

免許予定日 平成 25 年 9 月 1 日

存続期間 免許の日から
平成 30 年 8 月 31 日まで

申請期間 平成 25 年 5 月 16 日から
平成 25 年 7 月 15 日まで

1 公示番号 区第384号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名称 時期
第1種区画漁業 わかめ養殖業 10月1日から翌年4月30日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 三原市幸崎町能地漁港地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基点 1 三原市幸崎能地4丁目能地漁港西埋立地親水護岸下段遊歩道の西側付け根

〃 2 〃 西側の国道185号線路側帯に設置された三原市能地基準点No.2の金属鋸前の護岸点

ア 1から尾道市瀬戸田町生口島観音山山頂を見通す線上15メートルの所

イ 〃 115メートルの所

ウ 2から生口島西端を見通す線上125メートルの所

エ 〃 25メートルの所

3 地元地区 三原市

1 公示番号 区第385号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名称 時期
第1種区画漁業 のり養殖業 9月20日から翌年3月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 尾道市東尾道松永湾干拓地地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基点 1 東尾道県営物揚場南東角

〃 2 松永湾干拓地南東角の排水口中央(楸ケンスイ南側道路の北側の線の延長線と護岸との交点)から護岸沿い北へ50メートルの所

ア 1から尾道市浦崎町カガラ山の高(164メートル)を見通す線上295メートルの所

イ 〃 245メートルの所

ウ 2からカガラ山の高(164メートル)を見通す線上220メートル

エ // 270メートル

の所

3 地元地区 尾道市山波町

1 公示番号 区第386号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月20日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	尾道市高須町，福山市高西町松永湾干拓地地先
漁場の区域	次のアイ，イウ，ウエ，エアの4直線によって囲まれた区域
基 点 1	尾道市東尾道尾道地区衛生施設組合共同排水施設敷地の西側の線を南へ延長した線と護岸との交点から護岸沿い東へ280メートルの所
// 2	松永湾干拓地南東端（送電線鉄塔から最短距離の護岸点）
ア	1から尾道市浦崎町カガラ山の高を見通す線上460メートルの所
イ	// 330メートルの所
ウ	2から浦崎町手城鼻から東へ1番目の鼻を見通す（163度）線上300メートルの所
エ	// 500メートルの所

3 地元地区 尾道市山波町

1 公示番号 区第387号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	のり養殖業	11月1日から翌年3月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	尾道市向東町加島地先
漁場の区域	次のアイ，イウ，ウエ，エオ，オカ，カアを結んだ6直線によって囲まれた区域。ただし，海底電線保護区域を除く。
基 点 1	加島城ヶ鼻北西端
// 2	// 西端
// 3	// 南西端
ア	1から尾道市向島町大山の高（105メートル）を見通す（305度）

- 30分) 線上190メートルの所
- イ //
- // 90メートルの所
- ウ 2から向島町上江府島北端を見通す線上110メートルの所
- エ 3から向島町観音崎を見通す線上140メートルの所
- オ // 250メートルの所
- カ 2から上江府島北端を見通す線上230メートルの所
- 3 地元地区 尾道市山波町
- 1 公示番号 区第388号
- 2 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類 名 称 時 期
- 第1種区画漁業 のり養殖業 11月1日から翌年3月31日まで
- (2) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 尾道市向東町加島地先
- 漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、
コアを結んだ10直線によって囲まれた区域
- 基 点 1 加島城ヶ鼻北東端(東鼻)
- // 2 // 東端
- // 3 // 南端
- ア 1から尾道市浦崎町カガラ山の高(164メートル)を見通す線上
130メートルの所
- イ //
- 230メートルの所
- ウ 2から尾道市百島町百島北端(女男石鼻)を見通す線上280メー
トルの所
- エ // の高を見通す線上250メートルの所
- オ // 福山市内海町横島小脇ノ鼻の高(111メートル)を見通す
線上380メートルの所
- カ 3から百島町彦崎を見通す線上250メートルの所
- キ // 150メートルの所
- ク 2から横島南西端を見通す線上330メートルの所
- ケ // 百島の高を見通す線上150メートルの所
- コ // 北端(女男石鼻)を見通す線上180メートルの所
- 3 地元地区 尾道市山波町

1 公示番号 区第389号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 尾道市東尾道松永湾干拓地地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 東尾道県営物揚場南西角

〃 2 〃 松永湾干拓地南東角の排水口中央（柵ケンスイ南側道路の北側の線の延長線と護岸との交点）から護岸沿い北へ261メートルの所（護岸取り付け部北東角）

ア 1から尾道市浦崎町戸崎の鼻東端を見通す線上445メートルの所

イ 〃 385メートルの所

ウ 2から浦崎町手城鼻北端を見通す線上460メートルの所

エ 〃 520メートルの所

3 地元地区 尾道市向東町、山波町、新高山1～3丁目、東尾道

1 公示番号 区第390号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 尾道市向東町歌地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 向東町大磯鼻東端

〃 2 1から護岸沿い西へ140メートルの所（護岸階段西側付け根）

〃 3 向東町女法崎北東側のコンクリート護岸南端から護岸沿い北へ138メートルの所

〃 4 尾道市浦崎町戸崎久保の鼻北西端

〃 5 〃 南西端の鼻

ア 2から5を見通す線上110メートルの所

イ 〃 180メートルの所

ウ 3から4を見通す線上150メートルの所

エ 〃 1を見通す線上130メートルの所

3 地元地区 尾道市向東町，山波町，新高山1～3丁目，東尾道

1 公示番号 区第391号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 尾道市向東町加島地先

漁場の区域 次のアイ，イウ，ウエ，エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 加島一番浦東端

〃 2 〃 東端

ア 1から尾道市浦崎町カガラ山の高（164メートル）を見通す線上100メートルの所

イ 〃
200メートルの所

ウ 2からカガラ山の高（164メートル）を見通す線上200メートルの所

エ ウからイウを結んだ直線と直角に南西へ100メートルの所

3 地元地区 尾道市向東町，山波町，新高山1～3丁目，東尾道

1 公示番号 区第392号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 尾道市向東町松本新開地先

漁場の区域 次のアイ，イウ，ウエ，エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 松本新開南側防波堤南側付け根から護岸沿い南へ90メートルの所（南側防波堤から1番目のスベリ付け根中央）

ア 1から50度170メートルの所

イ 〃 60度220メートルの所

ウ 〃 85度200メートルの所

エ 〃 120メートルの所

3 地元地区 尾道市向東町

1 公示番号 区第393号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名 称 時 期
第1種区画漁業 わかめ養殖業 10月1日から翌年4月30日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 尾道市向島町上江府島地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 向島町干汐漁港南側防波堤付け根から護岸沿い南へ215メートルのスベリ北側付け根

〃 2 〃 280メートルの所

ア 1から上江府島南西端から北西へ1番目の鼻（人形岩）を見通す線上330メートルの所

イ 〃
〃 430メートルの所

ウ 2から尾道市向東町加島の高（104メートル）を見通す線上435メートルの所

エ 〃 335メートルの所

3 地元地区 尾道市向島町

1 公示番号 区第394号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名 称 時 期
第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 尾道市向島町串山地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 向島町向島町漁協埋立地（南側）東角

〃 2 〃 干汐漁港北側漁港用地北側付け根から護岸沿い北へ37メートルの所

ア 1から尾道市向東町加島北端を見通す線上10メートルの所

イ 〃 180メートルの所

ウ 2から向島町上江府島北端を見通す線上240メートルの所

- エ // 50メートルの所
- 3 地元地区 尾道市向島町
- 1 公示番号 区第395号
- 2 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類 名 称 時 期
 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 1月1日から12月31日まで
- (2) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 尾道市向島町上江府島地先
- 漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
- 基 点 1 上江府島北西端
- // 2 // 南西端から北西へ1番目の鼻（人形岩）
- ア 1から向島町干汐漁港南側防波堤南側付け根から防波堤沿い東へ58メートルの防波堤角を見通す線上150メートルの所
- イ //
- // 50メートルの所
- ウ 2から干汐漁港南側防波堤から護岸沿い南へ215メートルのスベリ北側付け根を見通す線上50メートルの所
- エ //
- // 150メートルの所
- 4 地元地区 尾道市向島町

- 1 公示番号 区第396号
- 2 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類 名 称 時 期
 第1種区画漁業 のり養殖業 9月20日から翌年3月31日まで
- (2) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 福山市田尻町地先
- 漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
- 基 点 1 田尻町田尻漁港南側防波堤突端から防波堤沿い南へ7メートルの所
- // 2 福山市水呑町と田尻町との海岸線における境界
- ア 1から福山市走島町走島東端を見通す線上2,350メートルの所
- イ // 600メートルの所

- ウ 2から走島町袴島の高を見通す線上 250 メートルの所
 エ //
- 3 地元地区 福山市田尻町
- 1 公示番号 区第397号
- 2 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類 名 称 時 期
 第3種区画漁業 あさり養殖業 1月1日から12月31日まで
- (2) 漁場の位置及び区域
 漁場の位置 福山市水呑町竹ヶ端地先
 漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オアの5直線によって囲まれた区域
- 基 点 1 竹ヶ端突端
 ア 1から60度310メートルの所
 イ // 80度390メートルの所
 ウ // 110度280メートルの所
 エ // 117度240メートルの所
 オ // 110度110メートルの所
- 3 地元地区 福山市水呑町、箕島町
- 1 公示番号 区第398号
- 2 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類 名 称 時 期
 第3種区画漁業 あさり養殖業 1月1日から12月31日まで
- (2) 漁場の位置及び区域
 漁場の位置 福山市田尻町地先
 漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域
- 基 点 1 田尻町田尻漁港南側埋立地南側付け根
 // 2 1から護岸沿い南へ274メートルの所(スベリ北側護岸付け根)
 // 3 2から護岸沿い南へ192メートルの所(電柱基礎北東角)
 ア 1から121度45分37メートルの所
 イ // 140度30分109メートルの所
 ウ 2から63度50分107メートルの所
 エ // 84度45分158メートルの所
 オ 3から103度50分155メートルの所

- カ // 25メートルの所
- 3 地元地区 福山市田尻町
- 1 公示番号 区第399号
- 2 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類 名 称 時 期
 第1種区画漁業 のり養殖業 9月20日から翌年3月31日まで
- (2) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 福山市走島町走島神原地先
- 漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キアを結んだ7直線
 によって囲まれた区域
- 基 点 1 走島神原の端
- // 2 // 軍艦石
- // 3 // 小山の鼻
- ア 1から走島町鴻の石灯台を見通す(334度)線上300メートルの
 所
- イ // 福山市箕島町箕沖埋立地南角を見通す(357度30分)線上
 900メートルの所
- ウ 2から箕沖埋立地東角を見通す(1度30分)線上880メートルの
 所
- エ // 岡山県笠岡市北木島高山鼻を見通す(70度)線上850メー
 トルの所
- オ 3から笠岡市梶子島の高を見通す(50度)線上600メートルの所
- カ // 200メートルの所
- キ 2から梶子島南端を見通す(58度)線上380メートルの所
- 3 地元地区 福山市走島町

- 1 公示番号 区第400号
- 2 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類 名 称 時 期
 第1種区画漁業 のり養殖業 10月1日から翌年3月31日まで
- (2) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 福山市走島町走島南浦、金山鼻地先
- 漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キアを結んだ7直線
 によって囲まれた区域
- 基 点 1 走島走漁港(唐船地区)北側防波堤突端

〃	2	〃	金山鼻南端
〃	3	〃	走漁港（浦友地区）南側防波堤南側付け根
〃	4	〃	鵜の糞の鼻
ア		1	から走島町袴島南端を見通す（51度）線上380メートルの所
イ			530メートルの所
ウ		2	から岡山県笠岡市大飛島南西端を見通す（91度）線上600メートルの所
エ			六島の高を見通す（118度）線上900メートルの所
オ		4	から走島町宇治島火打石の鼻を見通す（173度）線上1,600メートルの所
カ		3	から火打石の鼻を見通す（141度）線上730メートルの所
キ		2	から大飛島南西端を見通す（91度）線上150メートルの所
3	地元地区		福山市走島町

1 公示番号 区第401号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 福山市走島町加治屋島地先
 漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キアを結んだ7直線
 によって囲まれた区域。ただし、海底電線の保護区域を除く。

基 点	1	加治屋島北端
〃	2	走島町走島走漁港（本浦地区）中防波堤北西角
〃	3	〃 出崎の鼻
〃	4	〃 鵜の糞の鼻
ア		1から福山市鞆町鞆港東側防波堤突端を見通す（306度）線上540メートルの所
イ		〃 140メートルの所
ウ		2から鞆町津軽島南端を見通す（292度）線上700メートルの所
エ		3から加治屋島（南側の島）西端を見通す線上650メートルの所
オ		〃 310メートルの所
カ		4から福山市内海町当木島南端を見通す（266度）線上900メートルの所

- キ // 福山市沼隈町阿伏兎灯台を見通す（291度）線上1,770メートルの所
- 3 地元地区 福山市走島町
- 1 公示番号 区第402号
- 2 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類 名 称 時 期
 第1種区画漁業 のり養殖業 10月1日から翌年3月31日まで
- (2) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 福山市走島町袴島地先
- 漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線とオカ、カキ、キク、クケ、ケオを結んだ5直線によって囲まれた区域
- 基 点 1 袴島北端
 // 2 // 南端
 // 3 // 北西端
- ア 1から岡山県笠岡市稲積島西端を見通す（14度）線上150メートルの所
- イ 2から笠岡市大飛島の高を見通す（113度）線上150メートルの所
- ウ // 走島町走島金山鼻南端を見通す（213度）線上150メートルの所
- エ 3から福山市沼隈町阿伏兎南端を見通す（275度）線上240メートルの所
- オ 1から稲積島西端を見通す（14度）線上1,250メートルの所
- カ 2から大飛島の高を見通す（113度）線上1,150メートルの所
- キ // 162度680メートルの所
- ク 3から阿伏兎南端を見通す（275度）線上430メートルの所
- ケ // 福山市田尻町明神鼻を見通す（317度）線上1,050メートルの所
- 3 地元地区 福山市走島町

- 1 公示番号 区第403号
- 2 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類 名 称 時 期
 第1種区画漁業 のり養殖業 10月1日から翌年3月31日まで
- (2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	福山市走島町宇治島地先		
漁場の区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケアを結んだ9直線によって囲まれた区域		
基 点 1	宇治島火打石の鼻		
〃 2	〃 大釜の端		
〃 3	〃 東端		
〃 4	〃 南東端		
ア	1から走島町走島鵜の糞の鼻を見通す(317度)線上180メートルの所		
イ	〃	1,040メートルの所	
ウ	3から走島町袴島南端を見通す(357度)線上980メートルの所		
エ	〃 岡山県笠岡市六島西端を見通す(103度30分)線上950メートルの所		
オ	4から香川県三豊市託間町箱室浜北端を見通す(118度)線上1,080メートルの所		
カ	〃 観音寺市円上島の高を見通す(185度)線上500メートルの所		
キ	〃	150メートルの所	
ク	3から観音寺市伊吹島東端を見通す(166度)線上550メートルの所		
ケ	〃 六島西端を見通す(103度30分)線上160メートルの所		
コ	2から笠岡市大飛島西端を見通す(46度)線上130メートルの所		
3 地元地区	福山市走島町		
1 公示番号	区第404号		
2 免許の内容たるべき事項			
(1) 漁業種類	名 称	時 期	
第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	
(2) 漁場の位置及び区域			
漁場の位置	福山市沼隈町能登原小桜地先		
漁場の区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域		
基 点 1	沼隈町能登原(有)岩船水産棧橋西側付け根から護岸沿い南西へ5メートルの所		

- | | | | |
|---|---|---|--------------------------------|
| 〃 | 2 | 〃 | 千年漁業協同組合敷地東角から護岸沿い南西へ9.5メートルの所 |
| ア | | | 1から沼隈町阿伏兎灯台を見通す線上130メートルの所 |
| イ | | 〃 | 50メートルの所 |
| ウ | | | 2から能登原本谷川河口左岸角を見通す線上50メートルの所 |
| エ | | 〃 | 130メートルの所 |
- 3 地元地区 福山市沼隈町

1 公示番号 区第405号

2 免許の内容たるべき事項

- | | | |
|----------|----------|----------------|
| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
| 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 福山市沼隈町草深茂美島地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 茂美島グリーン場架台東側付け根（護岸との交点）

〃 2 〃 船だまり防波堤西側付け根から防波堤沿い南東へ50メートルの所（付け根から1番目の曲がり角）

ア 1から福山市内海町矢ノ島埋立地西角を見通す線上180メートルの所

イ 〃 85メートルの所

ウ 2から矢ノ島の西側の鼻北端を見通す線上40メートルの所

エ 〃 140メートルの所

3 地元地区 福山市沼隈町

1 公示番号 区第406号

2 免許の内容たるべき事項

- | | | |
|----------|--------|------------------|
| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
| 第1種区画漁業 | わかめ養殖業 | 10月1日から翌年4月30日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 福山市内海町当木島地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オアを結んだ5直線によって囲まれた区域

基 点 1 当木島西側中の鼻

- | | |
|---|----------------------------------|
| ア | 1 から尾道市因島鏡浦町梶ノ鼻を見通す線上 300 メートルの所 |
| イ | 向島町高見山の高を見通す線上 400 メートルの所 |
| ウ | 百島彦崎の鼻を見通す線上 300 メートルの所 |
| エ | 100 メートルの所 |
| オ | 梶ノ鼻を見通す線上 100 メートルの所 |
- 3 地元地区 福山市内海町横島

1 公示番号 区第 4 0 7 号

2 免許の内容たるべき事項

- | | | |
|-----------|----------|-----------------------|
| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
| 第 1 種区画漁業 | 魚類小割式養殖業 | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 福山市内海町田島横田漁港地先
 漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ 4 直線によって囲まれた区域

- | | |
|-------|---------------------------|
| 基 点 1 | 横田漁港東側防波堤突端 |
| 〃 2 | 1 から防波堤沿い東へ 100 メートルの所 |
| ア | 1 から田島西端を見通す線上 300 メートルの所 |
| イ | 400 メートルの所 |
| ウ | 2 から 339 度 400 メートルの所 |
| エ | 300 メートルの所 |

3 地元地区 福山市内海町横島

1 公示番号 区第 4 0 8 号

2 免許の内容たるべき事項

- | | | |
|-----------|----------|-----------------------|
| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
| 第 1 種区画漁業 | 魚類小割式養殖業 | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 福山市内海町横島小入僧地先
 漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ 4 直線によって囲まれた区域

- | | |
|-------|-------------------------------|
| 基 点 1 | 横島小入僧の南鼻 |
| 〃 2 | 〃 手の型岩北端 |
| ア | 1 から内海町田島高山の高を見通す線上 50 メートルの所 |
| イ | 150 メートルの所 |
| ウ | 2 から高山の高を見通す線上 150 メートルの所 |

- エ // 50メートルの所
- 3 地元地区 福山市内海町横島
- 1 公示番号 区第409号
- 2 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類 名 称 時 期
 第1種区画漁業 のり養殖業 9月20日から翌年2月20日まで
- (2) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 福山市内海町田島番川原, 大浦地先
- 漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エオ, オカ, カキ, キクを結ぶ7直線とクアを距岸80メートルで結んだ線によって囲まれた区域
- 基 点 1 番川原の小川河口右岸角
- // 2 田島賽の神の西鼻
- // 3 // 船津の小川河口中央
- // 4 // 福山西警察署田島駐在所前のスベリ中央
- // 5 // 大浦川河口左岸角 (大浦の船だまり防波堤西側付け根から護岸沿い西へ67メートルの所)
- ア 1から尾道市片平礁の灯台を見通す線と距岸80メートルの線との交点
- イ // 上200メートルの所
- ウ 2から片平礁の灯台を見通す線上200メートルの所
- エ 3から尾道市百島北東端を見通す線上200メートルの所
- オ 4から福山市沼隈町クリクワゾワイを見通す線上200メートルの所
- カ 5から内海町大が瀬灯台を見通す線上250メートルの所
- キ // 130メートルの所
- ク 4からクリクワゾワイを見通す線と距岸80メートルの線との交点
- 3 地元地区 福山市内海町田島
- 1 公示番号 区第410号
- 2 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類 名 称 時 期
 第1種区画漁業 のり養殖業 9月20日から翌年2月20日まで
- (2) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 福山市内海町田島天満地先

漁場の区域	次のアイ, イウ, ウエ, エオ, オカ, カアを結んだ6直線によって囲まれた区域
基 点 1	田島大浦物揚場埋立地東側付け根
〃 2	〃 天満川河口左岸角
〃 3	〃 旧幸崎フェリー発着場防波堤北側付け根から西へ2番目の階段東側付け根から護岸沿い東へ38メートルの所
ア	1から内海町大が瀬灯台を見通す線上60メートルの所
イ	〃 200メートルの所
ウ	2から福山市沼隈町大越の船だまり北側尾根の送電線鉄塔を見通す(348度30分)線上200メートルの所
エ	3から沼隈町常石造船所東端のドック東側ウインチ置場南角を見通す線上200メートルの所
オ	〃
	〃 60メートルの所
カ	2から大越の船だまり北側尾根の送電線鉄塔を見通す(348度30分)線上60メートルの所
3 地元地区	福山市内海町田島

1 公示番号 区第411号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月20日から翌年2月20日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 福山市内海町田島牛ノ首地先

漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エオ, オカ, カアを結んだ6直線によって囲まれた区域

基 点 1 牛ノ首北西端

〃 2 1から海岸沿い南へ100メートルの所

ア 1から福山市沼隈町岩船の鼻を見通す線上200メートルの所

イ 〃 100メートルの所

ウ 〃 314度140メートルの所

エ 2から田島釜谷川河口中央を見通す線上150メートルの所

オ 〃 300メートルの所

カ 1から306度310メートルの所

3 地元地区 福山市内海町田島

- 1 公示番号 区第412号
- 2 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類 名 称 時 期
 第1種区画漁業 のり養殖業 9月20日から翌年2月20日まで
- (2) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 福山市内海町矢ノ島地先
- 漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
- 基 点 1 矢ノ島西端
- 〃 2 〃 北端
- ア 1から320度210メートルの所
- イ 〃 334度290メートルの所
- ウ 2から50度210メートルの所
- エ 〃 78度150メートルの所
- 3 地元地区 福山市内海町田島

- 1 公示番号 区第413号
- 2 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類 名 称 時 期
 第1種区画漁業 のり養殖業 9月20日から翌年2月20日まで
- (2) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 福山市内海町田島小箱地先
- 漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
- 基 点 1 田島馬場崎南の三叉路の北側交点前護岸点から護岸沿い南へ92メートルの所
- 〃 2 〃 箱崎漁港北側防波堤北側付け根から護岸沿い北へ103メートルの所
- ア 1から福山市沼隈町阿伏兎灯台を見通す線上20メートルの所
- イ 〃 120メートルの所
- ウ 2から福山市走島町走島南西端を見通す(106度30分)線上120メートルの所
- エ 〃 20メートルの所
- 3 地元地区 福山市内海町田島

1 公示番号 区第414号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名 称 時 期
第1種区画漁業 のり養殖業 9月20日から翌年3月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 福山市内海町田島地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、
コアを結んだ10直線によって囲まれた区域

基 点 1 3から海岸沿い西へ550メートルの所

〃 2 〃 400メートルの所

〃 3 田島獅子落の鼻

〃 4 〃 鼻ぐりの鼻

〃 5 〃 二本松の鼻

〃 6 7から海岸沿い西へ100メートルの所

〃 7 田島日和山の鼻

ア 1から愛媛県越智郡上島町魚島の高を見通す線上900メートルの
所

イ 2から上島町高井神島西端を見通す線上500メートルの所

ウ 〃 250メートルの所

エ 3から上島町江の島西端を見通す線上250メートルの所

オ 4から香川県観音寺市円上島東端を見通す線上250メートルの所

カ 5から円上島東端を見通す線上250メートルの所

キ 7から円上島東端を見通す線上250メートルの所

ク 6から円上島東端を見通す線上500メートルの所

ケ 4から円上島東端を見通す線上950メートルの所

コ 3から江の島西端を見通す線上850メートルの所

3 地元地区 福山市内海町田島

1 公示番号 区第415号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名 称 時 期
第1種区画漁業 のり養殖業 11月1日から翌年3月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 福山市内海町横島巳の浜地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によっ
て囲まれた区域

- | | | |
|--------|---|---|
| 基点 | 1 | 横島越後の鼻東側のコンクリート護岸西端から海岸沿い南西へ70メートルの所（波消ブロック防波堤の西側付け根） |
| 〃 | 2 | 〃 巳の浜西の鼻の突端 |
| 〃 | 3 | 〃 地藏鼻東端 |
| ア | | 1から愛媛県越智郡上島町江の島東端を見通す線上150メートルの所 |
| イ | | 2から上島町百貫島灯台を見通す線上50メートルの所 |
| ウ | | 3から上島町魚島西端を見通す線上50メートルの所 |
| エ | | 〃 500メートルの所 |
| オ | | 2から百貫島灯台を見通す線上500メートルの所 |
| カ | | 1から江の島東端を見通す線上400メートルの所 |
| 3 地元地区 | | 福山市内海町田島 |

1 公示番号 区第416号

2 免許の内容たるべき事項

- | | | |
|----------|-------|------------------|
| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
| 第1種区画漁業 | のり養殖業 | 9月20日から翌年3月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

- | | |
|-------|--------------------------------------|
| 漁場の位置 | 福山市沼隈町阿伏兎地先 |
| 漁場の区域 | 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域 |

- | | | |
|--------|---|----------------------------------|
| 基点 | 1 | 阿伏兎観音石 |
| 〃 | 2 | 沼隈町阿伏兎垂れ水の鼻 |
| 〃 | 3 | 〃 と福山市鞆町との海岸線における境界（大石） |
| ア | | 1から香川県観音寺市円上島西端を見通す線上100メートルの所 |
| イ | | 〃 150メートルの所 |
| ウ | | 2から愛媛県越智郡上島町江の島西端を見通す線上360メートルの所 |
| エ | | 3から円上島西端を見通す線上500メートルの所 |
| オ | | 〃 150メートルの所 |
| カ | | 2から円上島西端を見通す線上100メートルの所 |
| 3 地元地区 | | 福山市内海町田島 |

1 公示番号 区第417号

2 免許の内容たるべき事項

- | | | |
|----------|-----|-----|
| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|-----|-----|

第1種区画漁業 のり養殖業 9月20日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 福山市鞆町平地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オアを結んだ5直線によって囲まれた区域。ただし、鞆町津軽島の距岸10メートルの区域を除く。

基 点 1 鞆町狐崎

〃 2 〃 玉津島西端

〃 3 〃 津軽島南端

ア 1から157度30分500メートルの所

イ 〃 100メートルの所

ウ 2から沖のハチカサの瀬灯標を見通す線上100メートルの所

エ 〃 480メートルの所

オ 3から沖のハチカサの瀬灯標を見通す線上300メートルの所

3 地元地区 福山市内海町田島

1 公示番号 区第418号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名 称 時 期

第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 福山市内海町田島横田漁港地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 横田漁港東側防波堤突端

〃 2 1から防波堤沿い東へ100メートルの所

ア 1から田島西端を見通す線上150メートルの所

イ 〃 300メートルの所

ウ 2から339度300メートルの所

エ 〃 150メートルの所

3 地元地区 福山市内海町田島

1 公示番号 区第419号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名 称 時 期

第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 1月1日から12月31日まで

あさり垂下式養殖業 〃

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	福山市内海町田島内浦地先
漁場の区域	次のオア, アイ, イウ, ウエを結んだ4直線とエオを距岸50メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基 点 1	田島旧幸崎フェリー発着場南側駐車場の南側付け根
〃 2	1から護岸沿い南へ270メートルの所
〃 3	田島黒越鼻西側付け根の護岸内角から護岸沿い北へ56メートルの所
〃 4	〃 東端
ア	1から3を見通す線と2から田島牛ノ首北端を見通す線との交点
イ	2から牛ノ首北端を見通す線上750メートルの所
ウ	4から田島白橋の南の鼻を見通す線上130メートルの所
エ	〃 と距岸50メートルの線との交点
オ	3から1を見通す線と距岸50メートルの線との交点

3 地元地区 福山市内海町田島

1 公示番号 区第420号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	福山市内海町田島牛ノ首地先
漁場の区域	次のアイ, イウ, ウエ, エオ, オカ, カアを結んだ6直線によって囲まれた区域
基 点 1	2から海岸沿い北へ78メートルの所
〃 2	牛ノ首南端(親水護岸北側の石垣護岸の北端)
〃 3	田島箱崎漁港(寺山地区)西埋立地西親水護岸上端南西角から護岸沿い北東へ64メートルの所
ア	1から田島釜谷川河口中央を見通す線上150メートルの所
イ	2から田島黒越鼻を見通す(251度30分)線上200メートルの所
ウ	〃 130メートルの所
エ	3から黒越鼻の登山道入口を見通す線上80メートルの所
オ	〃 420メートルの所
カ	1から釜谷川河口中央を見通す線上300メートルの所

3 地元地区 福山市内海町田島

1 公示番号 区第421号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 福山市内海町矢ノ島地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エオを結んだ4直線とオアを距岸20メートルで結んだ線によって囲まれた区域

基 点 1 内海町田島箱崎漁港（寺山地区）東埋立地の防波堤東側付け根

〃 2 〃 馬場崎の西側県道護岸の階段西側付け根から護岸沿南西に20メートルの所

〃 3 〃 北端

ア 1から矢ノ島東端を見通す線と距岸20メートルの線との交点

イ 〃 上140メートルの所

ウ 3から矢ノ島北端を見通す線上230メートルの所

エ 〃 30メートルの所

オ 2から福山市沼隈町岩船の鼻を見通す線と距岸20メートルの線との交点

3 地元地区 福山市内海町田島

1 公示番号 区第422号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	のり養殖業	11月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 福山市鞆町、沼隈町、内海町地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 沼隈町阿伏兔観音石から護岸沿い東へ150メートルの所

〃 2 鞆町狐崎

ア 1から159度30分4,000メートルの所

イ 〃 2,500メートルの所

ウ 2から157度2,210メートルの所

エ 〃 158度3,730メートルの所

3 地元地区 福山市内海町